

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第6部 注射</p> <p>通則</p> <p>【点数の見直し】</p>	<p>6 区分番号G001に掲げる静脈内注射、G002に掲げる動脈注射、G003に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G003-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。</p> <p>イ 外来化学療法加算1</p> <p>(1) 外来化学療法加算A</p>	<p>→</p>

	① 15歳未満	780点		820点
	② 15歳以上	580点		600点
	(2) 外来化学療法加算 B			
	① 15歳未満	630点		670点
	② 15歳以上	430点		450点
	ロ 外来化学療法加算 2			
	(1) 外来化学療法加算 A			
	① 15歳未満	700点		740点
	② 15歳以上	450点		470点
	(2) 外来化学療法加算 B			
	① 15歳未満	600点		640点
	② 15歳以上	350点		370点
第1節 注射料				
第1款 注射実施料				
G000 皮内、皮下及び筋肉内注射 (1回につき)				
【点数の見直し】		18点	→	20点
G001 静脈内注射 (1回につき)				
【点数の見直し】		30点	→	32点
【注の見直し】	注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、 42点を加算する。		→	注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、 45点を加算する。